

介護課からお知らせ

介護課

内線341~344

【障害者控除対象者の認定申請】

障害者手帳等を取得していない「65歳以上のねたきり老人等の方」でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」を受けることができます。

介護課で認定申請を受付けております。詳しくは、介護課までお問い合わせください。

【地域包括支援センターが直通電話を開設!】

高齢者の総合相談窓口である湯河原町地域包括支援センター専用直通電話を開設しました。どんなことでも結構です。お気軽にご相談ください。
☎60-1900直通電話(24時間365日対応)

町内にお住まいの障害児・者の皆さんへ 地域活動支援センター事業について

福祉課(障害福祉担当) 内線311・312

湯河原町では、障害をお持ちの方の日中活動の場として、地域活動支援センター事業を「NPO法人障害者地域作業所たんぼぼ」に委託し実施しています。

【活動内容】

創作的活動・生産活動(月曜日~金曜日)、各種行事(日曜日・月2回)

【利用時間】9:00~15:30

【費用】交通費、昼食費等の実費分
詳しくは福祉課または、たんぼぼ作業所(☎64-0038)へお問い合わせください。

「こどもの救急」 ホームページのおしらせ

保健センター

内線362

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供していますので、ぜひご利用ください。

【対象年齢】

生後1か月~6歳までのお子さん

HPアドレス:<http://www.kodomo-qq.jp/>

監修 (社)日本小児科学会・厚生労働省研究班

湯河原町育英奨学金 奨学生を募集します

学校教育課

内線821

【応募資格】町内に在住し、高等学校に在学中または平成19年4月から高等学校に通学する優良(学業・健康等)な生徒で、経済的に修学困難な方

【募集人員】若干名

【奨学金の額】

- ・学資 1人月額9,600円
- ・入学調達金(新1年生のみ) 1人年額20,000円
- ・交通費 実費の範囲内で教育委員会の定める額

【申請方法】在学中の学校に置いてある湯河原町奨学生願書に平成18年分の源泉徴収票または収入の証明になる書類(家族全員分)を添付して、現在通学している学校へ提出してください。

【申請締切】2月8日(木)

就学相談について

学校教育課

内線821~823

小・中学校への入学または在学に際してご相談がありましたら、学校教育課へご相談ください。

新たな一歩を踏みだそう! 神奈川県教育委員会と フリースクールによる 不登校相談会を実施します

神奈川県教育委員会児童生徒指導室 ☎045-210-8292

不登校の原因は様々であり、子ども一人ひとりに応じた支援や対応が望まれます。

そこで、教育委員会とフリースクールが連携し、不登校で悩む児童・生徒や保護者に対して相談会を実施します。

【日時】平成19年2月10日(土)

13:00~16:30

【会場】小田原市中央公民館

【対象】不登校児童・生徒、保護等

【申込み】不要

【参加料】無料

子育て
健康
福祉



20歳がスタート! 国民年金

住民課

内線326

新成人の皆さん、国民年金に加入していますか?

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は国民年金への加入が義務づけられています。学生のみならず20歳になったら加入しなければなりません。

20歳から40年間加入し、最低25年以上保険料を納めると原則65歳から年金が受けられ、40年間すべての期間を納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。「老後なんてそのとき考えるよ」と思っている間に国民年金は、掛けているあなたの人生の万が一をサポートします。

事故や病気等で障害の状態になったときには障害基礎年金が、国民年金加入中または老齢基礎年金を受け資格期間を満たした夫に先立たれたときには遺族基礎年金が受けられることもあります。しかし、これらの年金は保険料を納めていないともらえない場合もあります。

平成18年度の保険料は、月額13,860円です。経済的な理由などから、保険料が納められないときは、「保険料免除制度」、また30歳未満の人に限り申請できる「若年者納付猶予制度」、学生の人は、「学生納付特例制度」があります。いずれも、役場住民課での手続きが必要となりますので、詳しくは国民年金担当までお問い合わせください。

